

滝沢市自治基本条例策定プロセス

平成22年
4月

- 第5次滝沢市(村)総合計画 後期基本計画に方向性を明記
 - 戦略方針
国県からの市町村への権限移譲が進む中において、地域主権を確立するために将来に向け行政体の在り方を調査研究します。

平成22年
9月

- 滝沢村行政体制調査研究会の発足
 - 地方分権及び地域主権時代に対応した基礎自治体の在り方を調査研究し、住民サービスをより効果的かつ効率的に提供できる行政体制を検討

行政体制調査研究会報告書（抜粋）

Ⅲ これからの住民自治 3 自治基本条例

自治基本条例は、まちづくりの基本構想、基本計画や市町村議会が制定する条例の上位に位置し、これらに指針を与える「自治体の憲法」として表現されるものであり、併せて住民の責務、議会の役割、行政の役割等の原理原則を規定しております。

（中略）

自治基本条例の策定を契機に、住民、地域、各種団体、NPO、企業、行政などの滝沢村に関わる全ての方々が、滝沢地域社会の将来を考え、互いに役割分担を再認識しながら、住民自治の力を高め、今後迎える超高齢社会へ対応していく必要があると考えております。

こうした意識の中から本村のあるべき自治の姿、共有する価値、理念を掲げる自治基本条例を住民総意で策定していくことを目指していきます。





滝沢市自治基本条例策定プロセス

たきざわ未来創造会議
(自治基本条例に盛り込む要素の検討)

行政での検討
(ワーキンググループ)

滝沢村(市)・議会

H23.12 H24.2 H24.3 H24.6 H24.10

H24.11 ~ H25.11

H25.10 ~ 11

H25.12 H26.1 H26.4

平成26年1月1日
滝沢市施行

全体会議・学習会

沖縄県豊見城市・読谷村視察

中間報告書提出

住民自治フォーラムの開催

村長と議長へ最終報告書提出

ワーキンググループ 全21回

自治会との合同検討会

村政懇談会

条例案作成

パブリックコメント実施

平成25年12月定例会に上程

全員賛成で可決

平成26年4月1日施行

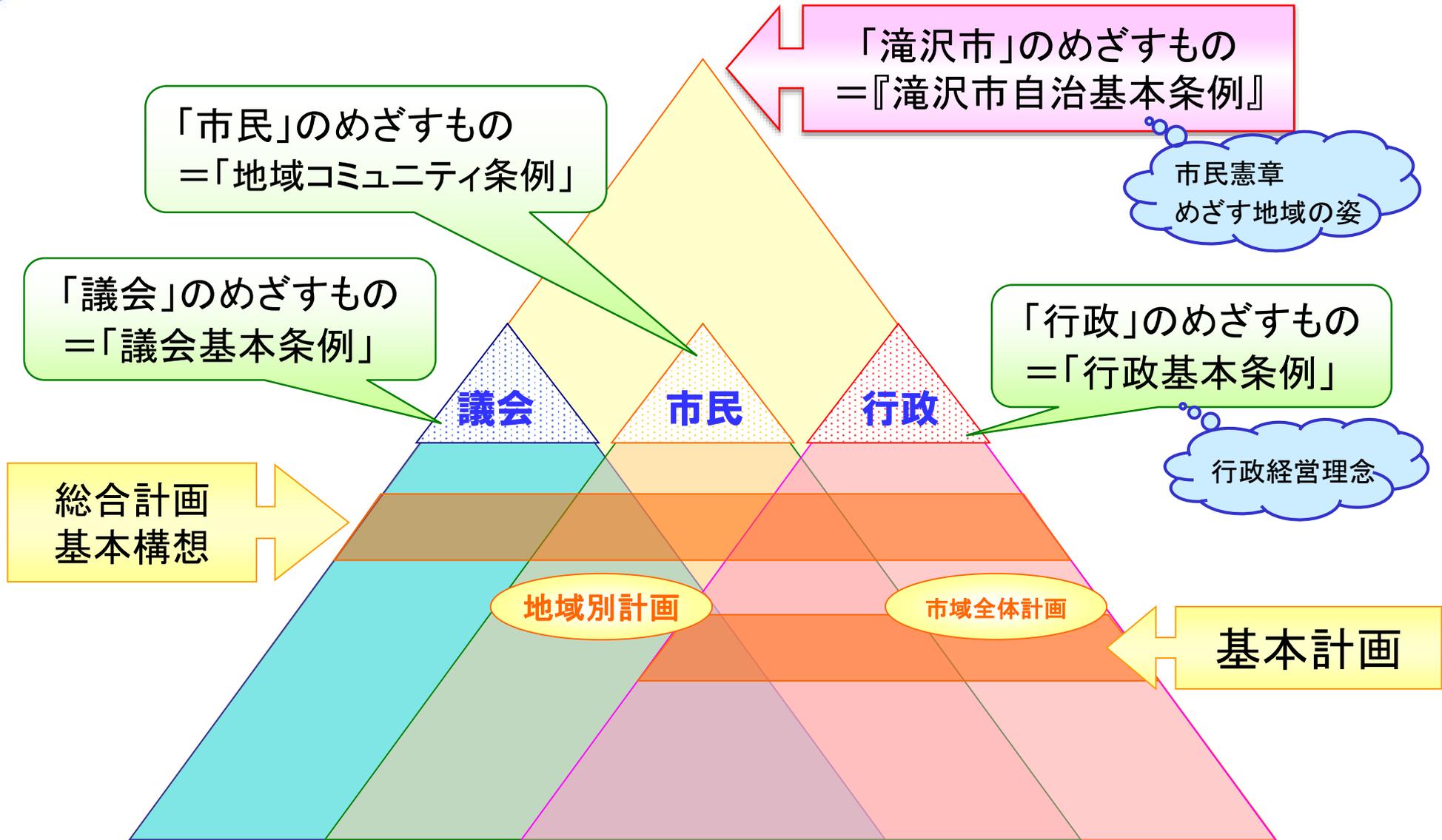
職域PI(29回)、自治会PI(25回)、中学校PI(6回)
小学校作文コンクール(337作品)、村内バスツアー
たきざわ未来創造会議ニュース発行(全7号)

たきざわ未来創造会議の報告書を受けて「市民憲章」と「めざす地域の姿」の検討、条文の素案作成

「滝沢市自治基本条例パンフレット」を全戸に配布



めざすは市民主体の地域づくり



滝沢市自治基本条例の構造（全36条）その①

前文

前文

住民の想い
条例制定の背景
市民が主体となった住民自治

理念及び原則

目的

第1条

定義

第2条

条例の位置づけ

第3条

条例の目的
言葉の定義
位置づけ:最高規範性

理念及び原則

ここが滝沢!

市民憲章

第4条

めざす地域の姿

第5条

自治の仕組み

基本原則

第6条

市民憲章:市民の想いの象徴
めざす地域の姿:どのような地域にするか
基本原則:「めざす地域の姿」を実現させるためのルール(=自治の仕組み)

協働による地域づくり

協働による地域づくり

第7条

協働における役割

住民

第8条第1・2項

行政

第8条第3項

議会

第8条第4項

【地域づくりの大前提】
「住民」「行政」「議会」三者による地域づくり

【それぞれの主体の役割】
住民:地域づくりの担い手、市政に参加
行政:住民への支援、各事業計画等の策定
議会:行政の監視・評価

滝沢市自治基本条例の構造（全36条）その②

自治の仕組み

ここが滝沢!

地域づくりの推進

総合計画

第9条

情報共有等

第10条

市政参加等

第11・12条

「事業実施の仕組み」(総合計画)
「情報共有」の仕組み
「住民参加」の仕組み

運営の原則

地域コミュニティ

第13～15条

行政

第16～21条

議会

第22～24条

ここが滝沢!

「地域」活動の原則、役割
「行財政」運営の原則、役割
「議会」運営の原則、役割

「自治の仕組み」を支える4つの柱

ここが滝沢!

① 危機管理体制の確立と
地域づくりの連携

第25～26条

② 権利と責務

第27～30条

③ 公正と信頼の確保

第31～33条

④ 条例の実効性の確保

第34～36条

- ① 危機管理体制の確立と地域づくりの連携
 - ・大規模災害等の発生を想定した体制
 - ・市内の大学や企業等との連携
 - ・広域連携
- ② 権利と責務
 - ・「市民」の権利と責務
 - ・「市長」「市職員」「議員」の責務
- ③ 公正と信頼の確保
 - ・公益通報等の対応
 - ・政治倫理、公務員倫理の確立
- ④ 条例の実効性の確保
 - ・検証委員会の設置等



滝沢市自治基本条例及び地域づくりの検証

第11章

【条例の実効性確保】

- ・条例の運用状況の調査等（第34条）
- ・条例の検証等（第35条）
条例の運用状況や条例に基づく地域づくりを検証
- ・条例の見直し（第36条）
前2条を基に、必要に応じ条例を改正

条例を絵に
描いた餅にし
ない

条例を検証する
機関が必要

市民の声を
広く聴く

委員会条例の制定

【H28.4.1施行】

- 自治基本条例第35条第1項の規定に基づく検証委員会を設置するために
「自治基本条例検証委員会条例」を制定
- ・条例には、所掌事務、組織及び組織等を明記
 - ・委員の任期は4年

自治基本条例検証委員会条例の概要（全6条）

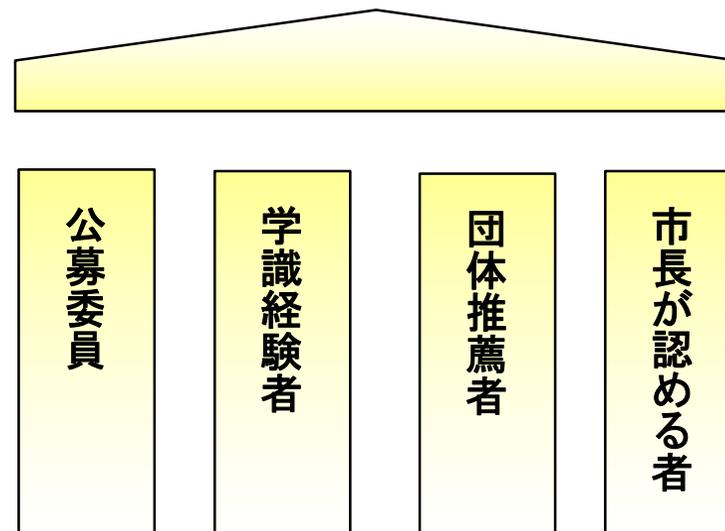
目的

条例の実効性確保のため委員会を設置

役割

自治基本条例に規定する基本原則に基づき、地域づくりが推進されているか調査研究するほか、市長の諮問に応じ自治基本条例の運用状況を検証し、課題や必要な措置等を市長へ答申する

委員構成



自治基本条例第6条(基本原則)

市民、市及び議会は、次に掲げる自治に関する基本原則に基づき、地域づくりを進めます。

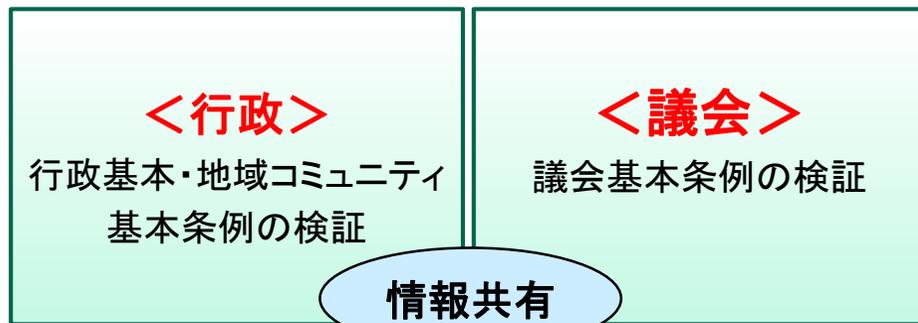
- ・自治の主体は市民であり、自治の主権は市民にあります。
- ・市民の積極的な参加による地域づくりを推進します。
- ・協働による地域づくりを推進します。
- ・市政及び地域の情報は、互いに共有します。

自治基本条例検証委員会条例第3条(組織)

委員会は、委員10人以内をもって組織する。
委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

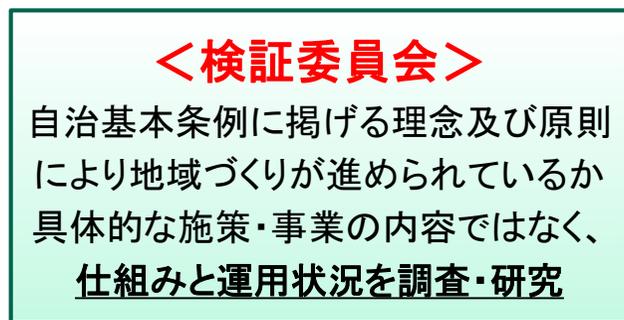
- ・公募による市民
- ・学識経験を有する者
- ・市内で活動を行う団体から推薦された者
- ・その他市長が必要と認めた者

自治基本条例検証委員会のイメージ



報告・情報提供

情報提供



提言

答申

諮問

<市長>

必要に応じ、条文を見直し

検証委員会は！！

委員会は、自治基本条例や滝沢市が
目指す地域づくりの考え方を共有し、様
々な地域づくりの仕組みについて、各委
員が、自由に意見を言い合える場です。

必要に応じ
調査結果を
提言

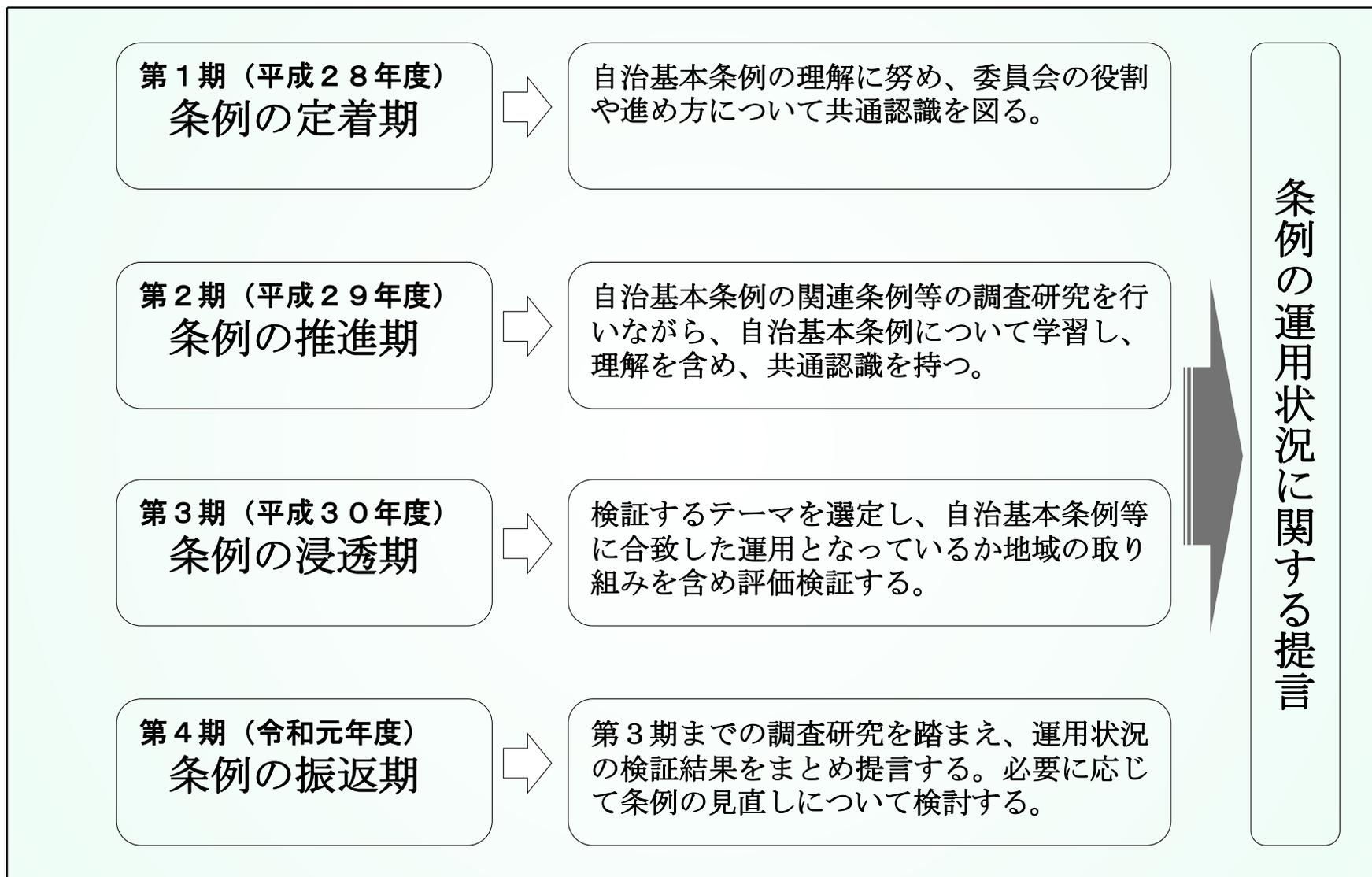
施策・事業
の仕組みを
研究

情報提供・共
有

担当課への確認

課題の整理

第1期自治基本条例検証委員会の検証過程



開催回	期	月日	内容等
第1回	定着期	平成29年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の概要について 自治基本条例検証委員会条例の概要について
第2回	推進期	平成29年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> 関連条例の検証結果の報告について 検証委員会の進め方について
第3回		平成29年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> 検証委員会のロードマップの見直しに 滝沢市自治基本条例の解説と検証のポイントについて
第4回		平成30年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> 滝沢市自治基本条例の解説と検証のポイントについて 中間報告書について
第5回		平成30年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> 中間報告書について 滝沢市自治基本条例運用状況にかかる評価指標について 滝沢市における地域づくりについて
第6回	推進期	平成30年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 関連条例の運用状況の報告について 地域づくり懇談会等の活動状況について
第7回		平成31年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> 第1期検証委員会における検証のあり方について 最終報告書のまとめ方について
第8回		令和元年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> 第1期検証委員会における検証について 最終報告書について
第9回	振返り期	令和2年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書について
第10回		令和2年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書（答申）の確認、提出

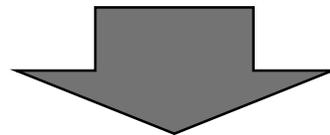
○ 検証作業の内容

- ・ 自治基本条例の条文の検証

全条文について理解を深めながら、検証におけるポイントについて整理。

→ 条文と逐条解説から検証のポイントの確認。

問題点などの意見を集約。



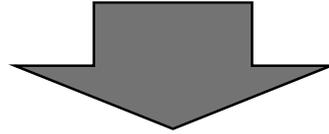
滝沢市自治基本条例検証委員会中間報告書

・ 関連する条例との関係性の検証

議会基本条例

→自己検証の仕組み、検証結果を外部有識者がチェックする仕組みを確認。

→今後、自己検証の結果を自治基本条例検証委員会へ共有。



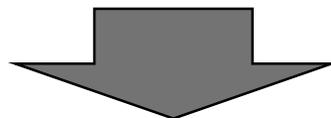
今後の方向性

自治基本条例と照らし合わせて市民目線に立って検証委員会の立場として意見アドバイスをやっていく。

行政基本条例

→自己検証の仕組みを確認。

→今後、検証結果を自治基本条例検証委員会報告することで
検討する。



今後の方向性

報告の中身について自治基本条例を照らし合わせながら条文の視
点に立った中でアドバイス・助言をする。

地域コミュニティ基本条例

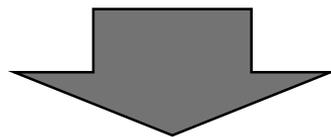
→「地域別計画」を検証する仕組みを確認。

→条例自体の検証は、今後の課題。

・ 滝沢市自治基本条例の検証に関する報告書

市長から「自治基本条例の運用状況について」の諮問を受け、今までの検証委員会での検討結果を取りまとめたもの。

- 1 条例の構成と実効性の検証について
- 2 地域コミュニティの現状について
- 3 提言事項



第1期検証委員会からの助言的事項

行政基本条例の自己検証結果の再検証

議会に対し、市民参加の議会評価委員会設置を働きかける（議会との意見交換など）。

地域コミュニティ条例が定めた「市民主体の地域づくり」の成果と課題について取りまとめる（地域づくり懇談会からのヒヤリングなど）。

自治基本条例の条文（前文を含む）見直しの必要があるかどうかの検討。

自治基本条例各条文の運用状況の検証作業



令和3年度の委員会について

- 開催回数：年2回程度
- 第2回検証委員会（7～8月頃）
 - 検証委員会の進め方について
 - 関連条例の検証結果の報告について



自治基本条例検証委員会のスケジュール

年度	地域コミュニティの動き	自治基本条例検証委員会
令和2年度		自治基本条例と委員会の役割の理解
令和3年度	地域別計画	委員会の進め方について 地域コミュニティの活動状況の把握
令和4年度	地域別計画の振り返り 次期地域別計画の策定	地域活動の課題の整理
令和5年度	地域別計画	地域課題解決に向けた仕組みについて
令和6年度		

第1次総合計画
↓

地域別計画
↓

↑
第2次総合計画

↑
地域別計画

